四十歳から四十四歳まで	三一四、一五四、七五二、四三一円	一、九七三、四四三人
四十五歳から四十九歳まで	三五二、三四九、四一六、四五六円	一、八〇一、八九三人
五十歳から五十四歳まで	四一一、八五五、五〇二、一六二円	一、六九四、〇九四人
五十五歳から五十九歳まで	五六五、四八四、二〇六、七七〇円	一、九九八、〇八一人
六十歳から六十四歳まで	九三四、七〇三、七九八、〇六七円	二、九二〇、七八〇人
六十五歳から六十九歳まで	二、一四四、五〇七、三五一、〇五一円	六、二五三、二八六人
七十歳から七十四歳まで	三、一〇〇、〇一三、九八〇、八一七円	六、二一一、四七四人

二　平成二十七年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数

年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額	被保険者の総数
○歳から四歳まで	一三三、六七七、六九四、八一四円	七〇九、〇一五人
五歳から九歳まで	七七、五五〇、三一五、九八四円	八〇六、五三六人
十歳から十四歳まで	六五、一〇五、五二五、九四五円	八八九、八六〇人
十五歳から十九歳まで	六二、五四五、八六四、二七五円	一、〇三二、八二六人
二十歳から二十四歳まで	七三、五〇四、四九一、一四三円	一、一三二、七一九人
二十五歳から二十九歳まで	一〇七、四六一、一一〇、二三五円	一、一九三、二一一人
三十歳から三十四歳まで	一五三、五九五、〇九〇、九八七円	一、三六三、八〇八人
三十五歳から三十九歳まで	二一八、五八五、〇四三、一九〇円	一、五六九、〇六四人
四十歳から四十四歳まで	三一七、二六四、七八九、七四八円	一、八八一、〇八四人
四十五歳から四十九歳まで	三六五、七一一、四三〇、二五四円	一、七七〇、三三七人
五十歳から五十四歳まで	四三〇、八二七、九二一、七九一円	一、六七六、四三〇人
五十五歳から五十九歳まで	五六八、九五一、一一六、四一六円	一、九〇三、五八六人
六十歳から六十四歳まで	九四七、一七四、三七六、〇一四円	二、八二〇、七八二人
六十五歳から六十九歳まで	二、三五三、九〇八、三三九、一八〇円	六、五八一、八三三人
七十歳から七十四歳まで	三、一五八、〇九五、二八六、七五九円	六、〇八七、九六二人

三　平成二十八年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数

年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額	被保険者の総数
○歳から四歳まで	一二一、九一六、九八八、二〇〇円	六五二、四七九人
五歳から九歳まで	七一、五九五、二三六、七〇三円	七五一、三二九人
十歳から十四歳まで	五九、二一一、二一三、一一六円	八一六、六〇八人
十五歳から十九歳まで	五八、〇七四、三四八、七二二円	九六七、六五一人
二十歳から二十四歳まで	六九、七四五、三〇九、九〇五円	一、〇八四、四九九人
二十五歳から二十九歳まで	九八、六五二、三九二、三二一円	一、一〇五、二九八人
三十歳から三十四歳まで	一四一、八二五、八七九、〇三〇円	一、二七〇、六八三人
三十五歳から三十九歳まで	二〇〇、二八六、九九六、七四七円	一、四五〇、七〇四人
四十歳から四十四歳まで	二九三、七〇一、二六一、〇一四円	一、七五七、一〇六人
四十五歳から四十九歳まで	三六六、七四四、二〇四、四七四円	一、七九一、三七五人
五十歳から五十四歳まで	四〇五、一六二、二五六、九六五円	一、五九〇、八〇三人
五十五歳から五十九歳まで	五三六、六七〇、六二九、七二一円	一、八一一、八〇四人
六十歳から六十四歳まで	九三五、五二三、四二三、二八五円	二、八一一、二五四人
六十五歳から六十九歳まで	二、四三六、五二九、〇一〇、五九六円	六、八七四、三九九人
七十歳から七十四歳まで	二、九六六、一四〇、〇八八、〇四四円	五、七六九、五八〇人

○厚生労働省告示第六十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第五項第二号の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第五項第二号の規定に基づき平成三十年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

五六八、六〇一円

○厚生労働省告示第六十六号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第十条第三項第二号の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十条第三項第二号の規定に基づき平成三十年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

五六六、三八四円

○厚生労働省告示第六十七号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第十一条第三項第二号の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき平成三十年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

七四五、二二四円